

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る負担軽減措置制度の申請要領について

目次

- 1 経験者講習会の受講の申込み
- 2 教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
- 3 技能講習の受講の申込み
- 4 技能講習修了証明書の交付
- 5 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付
- 6 講習修了証明書・教習資格認定証・技能講習修了証明書の書換えの申請
- 7 講習修了証明書・教習資格認定証・技能講習修了証明書の再交付の申請
- 8 その他注意事項

本文

1 経験者講習会の受講の申込み

- (1) 開催警察署に電話し、経験者講習会の受講申込みの予約を行う。
- (2) 郵送で手続を行う場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
 - 必要事項を記載した猟銃等講習受講申込書（写真を貼付したもの）1通
 - ※ 申込書の裏面の中央付近又は表面の記載事項等に影響を及ぼさない部分に、申請手数料3,000円分の熊本県収入証紙を貼付する。を同封して、開催日の5日前までに簡易書留により開催警察署に郵送する。
- (3) 代理人により手続を行う場合は、代理人となる者が、
 - 受講申請者が記載した「猟銃等講習会の受講の申込み」の「提出」に関する委任状1通
 - 受講申請者が必要事項を記載した猟銃等講習受講申込書（写真を貼付したもの）1通
 - 申請手数料3,000円
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書
 - 代理人の印鑑を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に開催警察署に行き手続を行う。

2 教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付

- (1) 警察署から教習資格認定に関する通知を受けた際に、郵送又は代理人による手続を行うか、直接警察署に赴き手続を行うか回答する。

- (2) 郵送による手続を行う場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
- 必要事項を記載した猟銃用火薬類等譲受許可申請書1通
 - ※ 当該申請書の裏面の中央付近又は表面の記載事項等に影響を及ぼさない部分に、申請手数料2,400円分の熊本県収入証紙を貼付すること。
 - 猟銃用火薬類消費等計画書1通
 - 送付用封筒（申請者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む440円分の郵便切手を貼付した角型2号（240×332mm）の封筒）
- を同封し、簡易書留により住所地を管轄する警察署に郵送する。
- (3) 代理人による手続を行う場合は、代理人となる者が、
- 申請者が記載した「教習資格認定証の交付」の「受領」に関する委任状1通
 - 申請者が記載した「猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付」の「提出・受領」に関する委任状1通
 - 申請者が必要事項を記載した猟銃用火薬類等譲受許可申請書1通
 - 申請者が記載した猟銃用火薬類消費等計画書1通
 - 申請手数料2,400円
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書
 - 代理人の印鑑
- を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に申請者の住所地を管轄する警察署に行き手続を行う。

3 技能講習の受講の申込み

- (1) 住所地を管轄する警察署に電話し、技能講習の受講申込みの予約を行う。
- (2) 郵送による手続を行う場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
- 必要事項を記載した技能講習受講申込書1通
 - ※ 申込書1通には、当該申込書の裏面の中央付近又は表面の記載事項等に影響を及ぼさない部分に、申請手数料12,700円分の熊本県収入証紙を貼付すること。
 - 送付用封筒（受講希望者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む440円分の郵便切手を貼付した角型2号（240×332mm）の封筒）
- を同封して、技能講習受講申込み期間満了後3日以内に、簡易書留により住所地を管轄する警察署に郵送する。
- (3) 代理人による手続を行う場合は、代理人となる者が、
- 受講希望者が記載した「技能講習の受講の申込み」の「提出・受領」に関する委任状1通
 - 受講希望者が必要事項を記載した技能講習受講申込書1通

- 申請手数料12,700円
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書
 - 代理人の印鑑
- を持参し、技能講習受講申込み期間満了後3日以内の執務時間内（平日の8:30～17:15）に申請者の住所地を管轄する警察署に行き手続を行う。

4 技能講習修了証明書の交付

- (1) 警察署から技能講習修了証明書の交付に関する通知を受けた際に、郵送又は代理人による受け取りを行うか、直接警察署に赴き受け取るか回答する。
- (2) 郵送により受け取る場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
 - 送付用封筒（修了者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む440円分の郵便切手を貼付した角型2号（240×332ミリメートル）の封筒）を同封して、簡易書留により住所地を管轄する警察署に郵送する。
- (3) 代理人により受け取る場合は、代理人となる者が、
 - 修了者が記載した「技能講習修了証明書の交付」の「受領」に関する委任状1通
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書
 - 代理人の印鑑を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に修了者の住所地を管轄する警察署に行き受け取る。

5 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付

- (1) 警察署から新規の猟銃又は空気銃の所持許可に関する通知を受けた際に、郵送又は代理人による受け取りを行うか、直接警察署に赴き受け取るか回答する。
- (2) 郵送により受け取る場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
 - 送付用封筒（申請者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む460円分の郵便切手を貼付した長形3号（120×235ミリメートル）の封筒）を同封して、簡易書留により申請者の住所地を管轄する警察署に郵送する。
- (3) 代理人により受け取る場合は、代理人となる者が、
 - 申請者が記載した「猟銃・空気銃所持許可証の新規交付」の「受領」に関する委任状1通
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書

○ 代理人の印鑑
を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に申請者の住所地を管轄する警察署に行き受け取る。

6 講習修了証明書・教習資格認定証・技能講習修了証明書の書換えの申請

- (1) 郵送により書換え申請を行う場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
- 必要事項を記載した各講習修了証明書等書換申請書1通
 - 書換えが必要な講習修了証明書等
 - 本籍記載の住民票の写し
 - 送付用封筒（申請者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む440円分の郵便切手を貼付した角型2号（240×332ミリメートル）の封筒）

を同封して、簡易書留により申請者の住所地を管轄する警察署に郵送する。

- (2) 代理人により書換え申請を行う場合は、代理人となる者が、
- 申請者が記載した「講習修了証明書の書換え又は再交付の申請」の「提出・受領」に関する委任状1通
 - 必要事項を記載した各講習修了証明書等書換申請書1通
 - 書換えが必要な講習修了証明書
 - 本籍記載の住民票の写し
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されているものに限る）、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書

○ 代理人の印鑑
を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に申請者の住所地を管轄する警察署に行き手続を行う。

7 講習修了証明書・教習資格認定証・技能講習修了証明書の再交付の申請

- (1) 郵送により再交付申請を行う場合は、赤字で「銃砲申請」と記載した封筒に、
- 必要事項を記載した各講習修了証明書等再交付申請書1通
 - 理由書1通
 - 送付用封筒（申請者の郵便番号、住所、氏名を記載し、簡易書留分を含む440円分の郵便切手を貼付した角型2号（240×332ミリメートル）の封筒）

を同封して、簡易書留により申請者の住所地を管轄する警察署に郵送する。

- (2) 代理人により再交付申請を行う場合は、代理人となる者が、
- 申請者が記載した「講習修了証明書の書換え又は再交付の申請」の「提出・受領」に関する委任状1通
 - 申請者が必要事項を記載した各講習修了証明書等再交付申請書1通
 - 申請者が作成した理由書1通
 - 代理人の運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本（附票の写しが添付されて

いるものに限る)、住民票の写し、住基カード、国民健康保険等の被保険者証、パスポートなど、いずれかの身分証明書

○ 代理人の印鑑

を持参し、執務時間内（平日の8:30～17:15）に申請者の住所地を管轄する警察署に行き手続を行う。

8 その他注意事項

- (1) 申請手数料として、各申請に必要な金額の熊本県収入証紙が必要です。
各警察署の交通安全協会等で販売していますが、平日の午前8時30分から午後5時までは購入できますが、平日の前記時間外、土、日、祝日は販売しておりませんので、注意して下さい。
- (2) 不明な点がある場合は、申請者の住所地を管轄する警察署にお尋ね下さい。